

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「学校教育法施行規則第五十五条の三等の規定による特別の教育課程について定める件（案）」について（概要）

1. 趣旨

義務教育未修了の学齢経過者等の就学機会を確保するため、いわゆる夜間中学は重要な役割を果たしている。今後、夜間中学の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう規定を整備する省令改正を行い、告示を定める。

2. 概要

（1）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。

（2）（1）の規定による特別の教育課程について定める告示の制定

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、上記（1）に規定する学齢経過者に対し、当該学齢経過者の実情に応じた特別の教育課程を編成するに当たっては、次のように編成することができるものとする。

- ①特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要なものを内容とする教育課程とする。
- ②中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- ③上記①及び②の規定により編成された特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

3. 施行日（予定）

公布の日から施行する。